

山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、本町が実施する「山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務」（以下「本業務」という。）に際し、民間事業者のノウハウを最大限活用し、業務を効率的に推進するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定することについて必要な事項を定める。

なお、本プロポーザルは、年度開始前の契約準備行為として行う。そのため、本プロポーザルにおける選定効果は、令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約日は令和7年4月1日以降となる。また、翌年度予算のため、議会の議決を前提とする。

2 業務の概要

（1）業務名

山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務

（2）業務内容

山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務委託仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）委託限度額

6,881,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（5）担当部署

山北町教育委員会生涯学習課生涯学習スポーツ班

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

TEL : 0465-75-3649 FAX : 0465-75-3661

E-Mail : gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp

（6）施設名称

山北町立生涯スポーツセンター

（7）所在地

神奈川県足柄上郡山北町山北 2594 番地 1

（8）構造・規模

木造 1 棟平屋建て、延床面積 498.33 m²（敷地面積 1,079.04 m²）

（9）完成予定日

令和7年3月14日

（10）施設内容

【使用施設】武道場、ダンス・体操室、ミーティング室、
【管理施設】事務室、給湯室、ホール、男女更衣室、男女トイレ、多目的トイレ

3 管理運営の基準

（1）施設の性格

令和7年4月26日に開館する山北町立生涯スポーツセンターは武道や軽スポーツなどを楽しむ社会体育施設として生涯スポーツの推進を図るとともに、地域の方々が集い憩いやすい場所として、町民に愛され、長期にわたり地域コミュニティの中心的な拠点となる施設である。

施設の趣旨に則り施設管理運営業務委託を行い、委託業者の創意工夫により、施設利用者に対するサービスの向上と業務の効率化を図るとともに地域に根差した生涯スポーツの推進への取り組み等も含めた運営及び維持管理が必要とされる。

（2）施設の利用

主に次の条例、規則に基づいた利用となる。

① 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

② 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

③ その他、山北町の例規によるもの

(3) 維持管理

施設の日常的な運営、利用受付、清掃等や情報及びサービスの提供に関する管理運営業務を、実施する。なお、維持管理についての消耗品費、光熱水費、電話やインターネット回線の使用料、備品購入費等については町の負担とし、その他の経費については、必要に応じて町と協議するものとする。

(4) 開館日、時間の設定

開館日、開館時間は、町の条例及び施行規則のとおりとする。なお、施設の利用開始は令和7年4月26日を予定し、令和7年度開館日数は273日を見込む。

(5) 受注者の収入

施設の使用料は町の収入とするが、委託料の他、施設の利用率の向上や生涯スポーツ推進のために受注者が行う自主事業の参加者の負担金は、受注者の収入とする。ただし、事業実施にあたっては必ず町と事前協議を行う。

(6) 再委託について

山北町業務委託契約共通約款第3条により、受注者は、委託された業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により町の承諾を受けたときを除く。

4 本プロポーザルの実施及び業務委託に係るスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和7年3月5日(水)～ |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和7年3月5日(水)～3月12日(水) 正午まで |
| (3) 提出書類の受付期間 | 令和7年3月5日(水)～3月18日(火) 午後5時まで |
| (4) プレゼンテーション審査 | 令和7年3月25日(火) ※予定 |
| (5) プレゼンテーション審査結果通知 | 令和7年3月25日(火) ※予定 |
| (6) 契約内容の調整、仕様書の確定 | 令和7年3月26日(水)～3月31日(月) ※予定 |
| (7) 契約の締結 | 令和7年4月1日(火)以降 |

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、書類の提出日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 山北町契約規則(昭和41年山北町規則第2号)第4条に規定する名簿に登録されている者とする。ただし、登録をされていない者も次の書類を提出すれば登録されている者と同等の者として扱う。
 - ・ 商業登記簿謄本または身分証明書
 - ・ 納税証明書 税務署で発行する消費税及び法人納税証明書
 - ・ 完納証明書 町内に本店及び営業所等がある等の納税義務がある場合は町税務課発行の証明書
 - ・ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書) 直前1営業年度分を添付
- (2) 国又は地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が山北町暴力団排除条例(平成23年山北町条例第1号)第2条第2項第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。また、業務委託における暴力団員等に

よる不当介入に対しては、速やかに警察に通報を行うと共に、捜査上必要な協力をし、町に報告すること。

- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6 実施要領等の公表

本プロポーザルの実施要領等の公表は次のとおりとする。

- (1) 公表開始 令和7年3月5日（水）
- (2) 公表方法 山北町ホームページ（以下「町HP」という。）に掲載
- (3) 公表資料
 - ・山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領
 - ・山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務委託仕様書
 - ・山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務に係る公募型プロポーザル評価基準
- (4) 関連情報 町勢要覧や施設に関すること等は町HPで確認できる。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第9号）
- (2) 提出期限 令和7年3月12日（水）正午まで
- (3) 提出方法 質問書に質問内容を簡潔かつ分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。
件名は、「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。（E-mail : gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp まで）
- (4) 回答方法 令和7年3月13日（木）に町HPにおいて回答を掲載する。

8 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類（各1部ずつ）
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②参加資格要件確認申請書（様式第2号）
 - ③業務実施体制調書（様式第3号）
 - ④同種または類似業務の実績（様式第4号）
 - ⑤業務の実施方針（様式第5号）
 - ⑥業務フロー（様式第6号）
 - ⑦特定テーマに対する提案書（様式第7号）
 - ⑧見積書（様式第8号）

(2) 提出書類の作成方法

提出書類の様式は様式第1～8号とし、行高・文字サイズ等については適宜変更可能とする。ただし、いずれの様式もA4版1枚（両面可）に記載するものとする。

(3) 提出書類の内容に関する留意事項

- ・「②参加資格要件確認申請書（様式第2号）」には会社概要を記す書類を添付する。
- ・「③業務実施体制調書（様式第3号）」には配置予定の担当者を記載する。
- ・「④同種または類似業務の実績（様式第4号）」には施設管理、スポーツ教室の開催など生涯スポー

ツの推進に関連する主催事業の運営等の実績について主たるものを記載する。

- ・「⑤業務の実施方針（様式第5号）」「⑥業務フロー（様式第6号）」には業務全体について簡潔に記載する。
- ・「⑦特定テーマに対する提案書（様式第7号）」には施設の利用率向上や施設を利用した地域に根差した生涯スポーツ推進への取り組みに関する提案を記載する。
- ・「⑧見積書（様式第8号）」には押印を必要とする。なお、提示金額が委託限度額を超えた場合は提出書類として無効となる。

(4) 提出期間 令和7年3月5日（水）から 3月18日（火）午後5時まで

(5) 提出先 山北町役場 2階 生涯学習課（〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4）

- ・書類の提出は持参または郵送とする。
- ・受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日・祝祭日を除く。）
- ・郵送の場合は書留で3月18日（火）午後5時必着。

9 プレゼンテーション審査

山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、山北町立生涯スポーツセンター施設管理運営業務に係る公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、提出書類及びプレゼンテーションにより評価項目ごとに審査する。

なお、5者以上の参加申込があった場合、委員会が提出書類による一次審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。一次審査を行う場合はメールにて通知する。

(1) 審査概要

提出書類により参加要件を満たすことを確認した参加者にはプレゼンテーション審査の日時等についてメールにて通知する。

①実施日 令和7年3月25日（火） ※予定

②場 所 山北町役場 4階 401 会議室

③所要時間 プレゼンテーション 20 分以内、質疑等 10 分以内の合計 30 分以内とする。

④参加人数 3 名以内（業務責任者は必ず出席すること。）

⑤その他 プレゼンテーションにパソコン等を用いる場合は機器一式を参加者が持参する。なお、大型のモニターは町が用意する。

(2) 審査結果

参加者に審査結果を通知し、町HPにも掲載する。なお、審査経緯の公表は行わない。また、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

結果通知日：令和7年3月25日（火） ※予定

(3) 受注候補者の決定方法

委員会が審査し、各委員の評価点の合計が最も高い者を受注候補者として選定する。なお、合計最高得点が同数の場合は、委員の投票により選定する。また、参加者が1者であった場合でも、審査において各委員の評価点の合計が5割以上であれば、その参加者を受注候補者として選定する。

10 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルへの参加において提出すべき書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

- (3) 「5 参加資格要件」に記す要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積書の提示金額が委託限度額を超えたとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

11 契約の締結

- (1) 受注候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (2) 受注候補者との交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

12 留意事項

本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (1) 提出書類の作成のために町から受領した資料等は、町の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (2) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (3) 提出書類の提出期限後の再提出又は差替えは認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、山北町情報公開条例（平成 13 年山北町条例第 19 号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (6) 参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

13 問合せ先

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町教育委員会 生涯学習課 生涯学習スポーツ班

電話：0465-75-3649 FAX：0465-75-3661 メール：gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp